

全国大学保健管理協会近畿地方部会保健師・看護師専門委員会運営規約

(設置)

第1条 公益社団法人全国大学保健管理協会近畿地方部会（以下「部会」という。）規約第7条に基づき、部会に保健師・看護師専門委員会（以下「保看委員会」という。）を設ける。

(構成・目的)

第2条 保看委員会は、部会加入大学の保健師・看護師によって構成し相互連絡を図り、保健管理の研究及び向上発展に資することを目的とする。

(幹事)

第3条 部会の運営委員会校、地方部会研究集会の前年度・当該年度・次年度担当校（以下担当校）及び各地区から推薦を受けた会員校（若干校）の当該職種をもって幹事とする。

2 部会の地区（京滋・阪奈和・兵庫）の担当校の当該職種をもって地区担当幹事とし、その欠けたる場合は前任地区担当幹事が次の地区担当幹事が定まるまでの間業務にあたる。

3 地区担当幹事は、保看委員会の代表として運営委員会に出席するものとする。

(運営)

第4条 保看委員会の企画運営に関する重要事項を審議するため幹事会を設ける。

2 幹事会は年1回以上開催するものとする。

3 運営に関する細目は「申し合わせ事項」として別途定める。

(行事)

第5条 第2条の目的達成のために、地区別（京滋・阪奈和・兵庫）研修会を開催する。

2 地区別研修会の細目は「申し合わせ事項」として別途定める。

(総会)

第6条 保看委員会の総会は、年1回開催する。

2 総会は地方部会研究集会の当該年度担当校が招集し、担当校幹事がその議長となる。

附 則

この規約は、昭和44年1月31日から施行する。

附 則

この改正は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和49年2月23日から施行する。

附 則

この改正は、昭和51年2月26日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

近畿地方部会保健師・看護師専門委員会申し合わせ事項

全国大学保健管理協会近畿地方部会保健師・看護師専門委員会運営規約の細目を以下のとおり定める。

第4条（運営）関係

1. 幹事会は、部会の運営委員会と同日に開催する。
2. 当該年度担当校の幹事は、幹事会開催前に地区担当幹事と相談して議案を作成する。
（別紙「幹事一覧例」参照）
3. 会議等の開催は、当該年度担当校から学長宛に通知する。
4. 次期幹事の依頼については、当該年度担当校から学長宛に通知する。
5. 会計報告については、引き継ぎ時に次年度担当校の幹事が収支決算を確認し、次年度の総会時に出席者に報告する。

第5条（行事）関係

1. 保健師・看護師専門委員会（以下「保看委員会」という。）は、保健師・看護師専門委員会運営規約第5条による地区別（京滋・阪奈和・兵庫）研修会を開催する。
2. 各地区の研修会当番校は地区毎に選出し、原則として1年毎の輪番制とし、地区担当幹事が補佐する。
3. 各地区の研修会当番校は計画立案、当日の司会、書記、会計および議事録を作成する。必要時、地区担当幹事に相談できる。
4. 会費は徴収せず、運営経費は部会予算案に計上された費用から支出する。
5. 研修会の開催通知は各大学長宛とし、各地区の研修会当番校が行う。
6. 次期研修会当番校の依頼については、当該年度担当校から学長宛に通知する。

附 則

この申し合わせ事項は、平成5年2月19日より施行する。

附 則

この改正は、平成19年7月12日より施行する。

附 則

この改正は、令和7年4月1日より施行する。